

**第2次福岡県配偶者からの暴力の防止及び  
被害者の保護等に関する基本計画  
(改定版)**

**福岡県**



# 目 次

## 第1部 基本的考え方

1 策定の趣旨 .....	1
2 計画の目標 .....	2
3 福岡県の現状 .....	2
4 計画の性格 .....	5
5 計画の期間 .....	6
6 計画の推進体制 .....	6

## 第2部 施策体系、目標、施策の方向、具体的施策

施策体系 .....	7
目標1 配偶者からの暴力の根絶に向けた啓発と被害の防止 .....	8
(1) 人権を尊重し、暴力を容認しない意識の醸成 .....	8
(2) 被害の早期発見と重大な被害を防止する実効ある対応・体制の構築 .....	10
目標2 相談体制の充実 .....	13
(1) 相談の組織・体制の強化 .....	13
(2) 外国人、障害者、高齢者への配慮 .....	15
(3) 職務関係者の研修等の充実 .....	16
目標3 保護体制の充実 .....	18
(1) 一時保護体制等の充実 .....	18
(2) 同伴家族に対するケアと支援 .....	20
目標4 被害者の自立のための支援 .....	22
(1) 住宅の確保支援 .....	22
(2) 経済的自立支援 .....	23
(3) 心理的ケアの実施 .....	24
(4) 被害者の情報保護、各種手続きに関する支援 .....	24

目標5 関係団体との連携	27
（1）連絡会議等の開催	27
（2）市町村基本計画の策定支援	28
（3）民間団体との連携	28
（4）苦情処理体制の確立	29

#### 付属資料

○ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	30
○ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針（概要）	38

第1部

基本的考え方について



## 第1部 基本的考え方

### 1 策定の趣旨

配偶者からの暴力は、個人の尊厳を害する重大な人権侵害であるとともに、生命や身体を脅かす犯罪となる行為をも含むものです。配偶者からの暴力の被害者（以下「被害者」といいます。）は、多くの場合女性であり、その背景には、男性優位の意識や男女の経済力の格差などの社会状況があります。女性に対して配偶者が暴力を加えることは、男女平等の実現の大きな妨げとなっています。また、子どもへの虐待が並行して行われている場合も多く、子どもの人権や成長にとって見逃すことができない重大な問題です。

配偶者からの暴力は、家庭内において行われるため、外部からの発見が難しく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向にあります。このため、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすい特性があります。命に関わる重大な事件にも至っており、喫緊の課題です。

このようなことから、平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「配偶者暴力防止法」といいます。）が制定され、国においては、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」が策定されました。

県におきましても、平成13年に制定した「福岡県男女共同参画推進条例」に暴力的行為等の禁止及び防止を規定しています。更に、平成18年度からの5年間を計画期間とする「福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」に基づき、積極的に施策を進めてきたところです。そして、この計画を引き継ぐものとして、この度、「第2次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」を策定しました。

#### 配偶者暴力防止法に定められる「配偶者からの暴力」とは・・・

「配偶者」には、婚姻の届出をしていないいわゆる「事実婚」を含みます。男性、女性の別は問いません。また、離婚後（事実上離婚したと同様の事情に入ることを含みます。）も引き続き暴力を受ける場合を含みます。また、生活の本拠を共にする交際相手や生活の本拠を共にする交際相手からの暴力を受けたあとに関係を解消し、引き続き暴力を受ける場合を含みます。なお、生活の本拠を共にしない恋人や交際相手は含まれません。

- 「暴力」とは、なぐる、けるなどの身体的なものだけではなく、これに準ずる次のような心身に有害な影響を及ぼす言動をいいます。
  - ・ 精神的なもの（大声でどなる、生活費を渡さない、子どもに危害を加えると言っておどす など）
  - ・ 性的なもの（いやがっているのに性行為を強要する など）

これまでの取組により、配偶者からの暴力に関する問題意識が深まり、相談窓口の周知も図られてきたことから相談件数は増加してきましたが、未だに配偶者からの暴力の根絶には至っていません。配偶者からの暴力を根絶するためには、男女それぞれの人権を尊重し暴力を認めない県民一人ひとりの理解と積極的な取組が大きな推進力となります。本計

画に基づき、市町村、関係機関・団体等の皆さんとの連携強化を図りながら、特に重大な被害や配偶者からの暴力と密接に関連している子どもへの虐待の防止と保護を強化し、配偶者からの暴力を容認しない社会づくりを進めます。

## 2 計画の目標

配偶者からの暴力防止及び被害者の適切な保護を図るため、配偶者から暴力被害を防ぐ取組、被害者が抱える不安や健康問題などに十分に配慮をした相談、保護、自立までの総合的な支援を進めるために、次の5つの目標を定めます。

- (1) 配偶者からの暴力の根絶に向けた啓発と被害の防止
- (2) 相談体制の充実
- (3) 保護体制の充実
- (4) 被害者の自立のための支援
- (5) 関係団体との連携

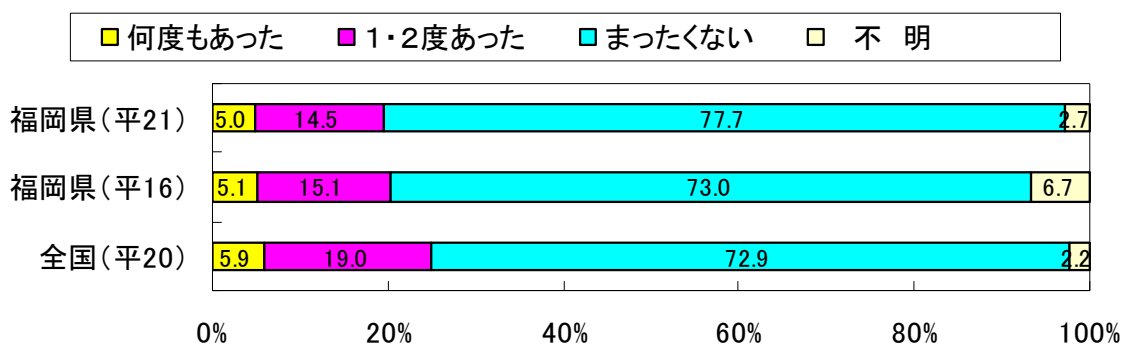
## 3 福岡県の現状

- (1) 配偶者等からの暴力の被害の有 及び認識、相談の状況等

配偶者等からの被害経

配偶者や交際相手から身体的な暴力を受けた経 がある女性は19.5 で、被害を受けたことのある女性のうち、命の危 を感じたことがある人は、12.5 となっています。

被害経 の有



福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査(平成22年)」

- ② 暴力と認識される行為について

5年前の同じ調査結果と比較すると、精神的暴力、性的暴力について、「どのような場合でも暴力に当たる」と答えた人は増加し、正しい理解が進む一方で、「素手で叩くことはどんな場合でも暴力に当たる」と答えた人は21.6 ト しています。



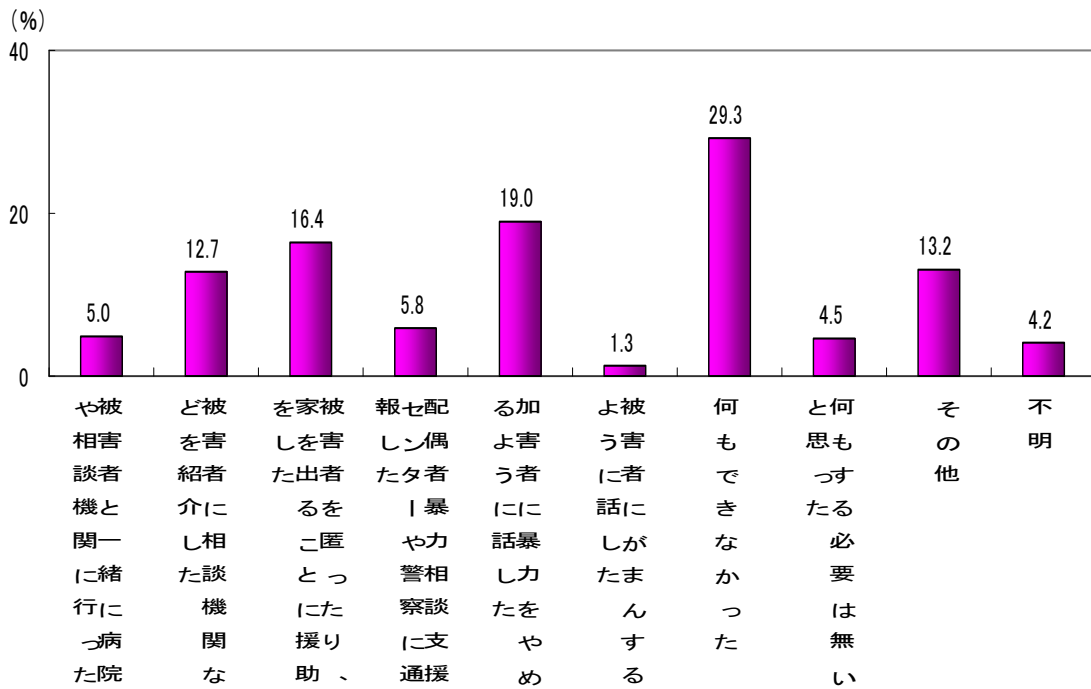


福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査(平成 22 年)」

③ 相談窓口の周知

身近に起こった配偶者からの暴力への対応について、相談機関等を した人が 12.7 、配偶者暴力相談支援 ーや 察に通報した人が 5.8 いますが、 もできなかつた人が 29.3 と大きく上回っています。

身近での配偶者等からの暴力への対応について

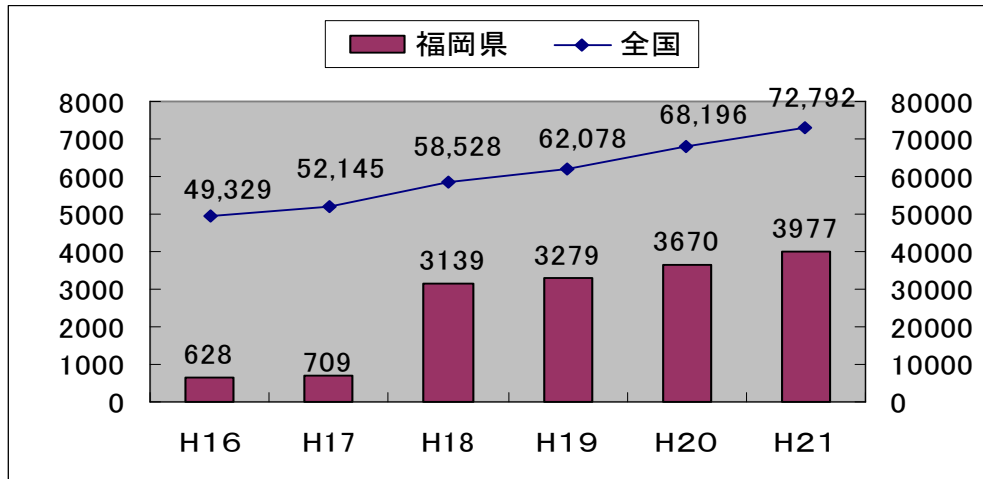


福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査(平成 22 年)」

④ 相談件数

県内の配偶者暴力相談支援センターで受けた相談件数は、平成18年度の3,139件から平成21年度は3,977件と27%増加しています。

配偶者からの暴力に関する相談件数の推移（福岡県・全国）

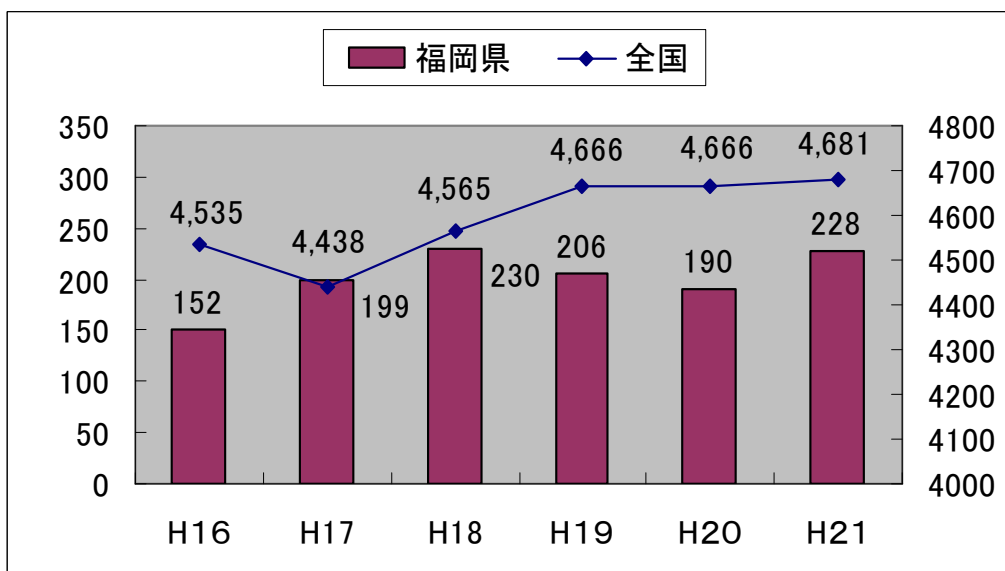


資料：内閣府のH21から

一 保護件数

県一 保護 における一 保護件数（民間 託を含む。）は、平成16年度の152件から、平成21年度の228件と増加しています。

一時保護件数の推移（福岡県・全国）

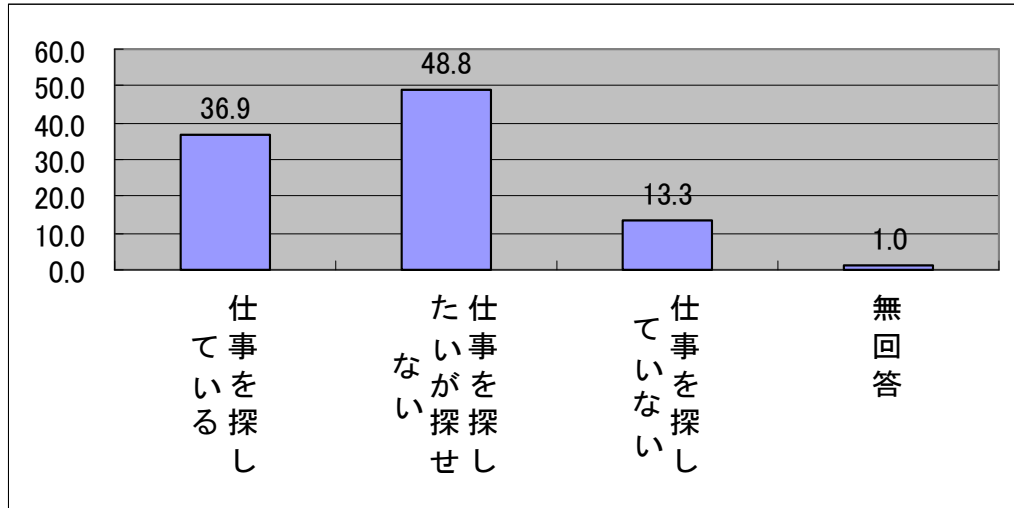


資料：福岡県のデータは福岡県実績、全国のデータは厚生労働省調査

⑥ 被害者の経済的自立の状況

心身の不調や乳幼児がいるなどの理由で就労が困難な被害者が 48.8% います。

配偶者からの暴力被害者の求職状況



資料：内閣府「配偶者からの暴力の被害者の自立支援等に関する調査（平成17年）」

(2) 県における取り組み

配偶者暴力相談支援センターの

- ・ 女性相談センターを配偶者暴力相談支援センターに指定（平成14年4月）  
夜間・休日相談の実施、保護居室及び職員数の増加、心理担当職員の配置、同伴の子どものためのプレールーム等を行ってきました。
- ・ 保健福祉（環境）事業を配偶者暴力相談支援センターに指定（平成18年7月）  
9カ所を指定し、県における支援体制の強化を図りました。被害者や同伴する子どもについて、自立の方向性や問題解決のために児相相談等関係機関と連携しながら支援を行っています。

なお、本県では従来から市福祉事務所の婦人相談員が担当の被害者からの相談に応じ、配偶者暴力相談支援センターと連携しながら問題解決にあたっています。

② その他の主な施策・事業

女性に対する暴力相談窓口担当向けの「相談マニュアル」を作成したほか、弁護士による法律相談を実施するなどの支援を進めてきました。また、被害者の状況に応じて、より効果的な相談・保護・支援を行うことができるよう、関係者（相談員、民生委員、施設員、関連窓口職員等）を対象とした研修等を実施しています。

県民に対しては、配偶者からの暴力に対する正しい理解と相談窓口の周知を図るため、リーフレットの作成（英語、中国語、韓国語、ガログ語版を含む）や新聞広告等を実施しました。

更に、市町村や関係機関、民間団体と連携した対策を進めるため、平成14年に関係機関による「福岡県配偶者からの暴力防止対策連絡会議」を県及び9市町村と

に設置し、情報交換や連携の在り方等についての協議を行っています。

また、市町村に対しては、配偶者からの暴力防止・被害者保護に係る計画策定や一設置等に関する一言や情報提供などを行っています。

### (3) 民間団体の活動

配偶者からの暴力の防止や被害者の保護・支援に関する活動を行うNPO法人が県内に9団体あり、相談、保護、啓発等の事業が実施されています。また、福岡県男女共同参画推進連絡会議（ふくおかみらいねっと）による被害者支援のための募金活動をはじめ、多様な団体による被害者支援や啓発等の活動も積極的に行われています。

県では、被害者の一保護の民間シェルターへの託や、NPOとの協働による啓発活動の実施なども行っています。

## 4 計画の性格

(1) この計画は、配偶者暴力防止法第2条の3第1項の規定に基づく計画であり、本県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本方針及び施策の実施内容について定めるものです。

(2) 「第3次福岡県男女共同参画計画」において、主要な観として「困難な立場にある女性への支援」及び目標1の「子家庭の、配偶者からの暴力被害女性への支援」中の施策の方向(3)「配偶者からの暴力の根絶に向けた啓発と被害の防止」(4)「配偶者からの暴力被害女性の相談、保護、自立支援」を重的に推進するための計画として位置付けるものです。

この計画の策定趣旨をまえ、市町村、関係機関・団体等における積極的な取組を進し、相に連携、協力して進めていこうとするものです。

## 5 計画の期間

この計画の期間は、平成23年度から27年度までの5年間とします。

なお、法令の改正等により、基本的な事項の見直しや新たに取り組むべき事項が生じた場合には必要に応じて見直すこととします。

## 6 計画の推進体制

この計画の推進にあたっては、「福岡県男女共同参画審議会」から意見を聴取するとともに、県及び各に設置する「福岡県配偶者からの暴力防止対策連絡会議」の機能を活かすなど、市町村、関係機関・団体等との緊密な連携により施策を推進します。

第2部

施策体系、目標、施策の  
方向、具体的施策



## 目標 1 配偶者からの暴力の根絶に向けた啓発と被害の防止

配偶者からの暴力は、主に家庭内で行われ、しかも加害者に罪の意識が薄い傾向があるため、周囲に気付かれずに被害のエスカレート、深刻化を招き、重大な事件の発生に至る例もあります。

特に、配偶者からの暴力の被害者は多くの場合女性です。体力的に男性が優位に立っているという理由の他に、その背景には、男女の固定的な役割分担意識や女性の経済的・社会的地位の低さなど、女性の人権が十分に尊重されていない問題があります。

配偶者からの暴力を防止するためには、家庭、学校などにおいて、いかなる場合にも暴力は認めない、男女がそれぞれの人権を尊重するという意識の醸成を図り、社会体の継続的な取組が必要です。

配偶者からの暴力は未だ根絶には至っておらず、命に関わる重大な事件も発生しています。配偶者からの暴力被害に関する相談窓口についての周知を広く図る必要があります。また、被害が発生した場合は、できるだけ早期の発見・相談・保護を図り、被害が重大になる前の効果的な防止策を確立することが喫緊の課題です。

### **施策の方向（1） 人権を尊重し、暴力を容認しない意識の醸成**

#### **【現状と課題】**

- 行政、民間団体などの様々な啓発活動により、配偶者からの暴力に関する理解と相談窓口の周知が進んできました。しかしながら、身近での配偶者からの暴力に対して「配偶者暴力相談支援センターや警察に通報した」人は5.8%に止まり、「もできなかった」人が29.3%います。（福岡県男女共同参画社会に向けての意識調査、平成22年）
- 自己の人権を尊重し、暴力を容認しない意識の醸成や、配偶者からの暴力には精神的なものや性的なものも含まれるということなどの正しい理解を広く進める必要があります。
- 10代の若年層でも交際相手からの暴力が起きています。身体的な暴力のほか携帯電話を利用した束縛行動も暴力にあたることなど、若年層の正しい理解を進めることが必要です。

#### **【施策の方向】**

- 今後、更に、より多くの機会を活用し、広く県民に対して、配偶者からの暴力に関する正しい理解を深める啓発、相談窓口や法律に基づく制度についての周知を図ります。
- 関係機関や民間団体等との連携を図りながら、若年層への啓発の充実を図ります。
- 被害実態の把握に努めると共に、有効な被害者支援策、加害者対策等について、情報収集、研究、検討を行います。

## 【具体的施策】

### ア 配偶者からの暴力に関する正しい理解の推進

幅広い研 究学習機会の 実施の進	○県民、行 員・社会教育関係団体 導者・教 員 等を対象に各 研 会の開催や、啓発活動に必要な関 連情報の収集・提供を行い、男女共同参画の推進及び 暴力を許さない視 を含めた人権啓発を行います。 ○市町村における 報・啓発の取組や 場・団体等 における研 の実施について働きかけを行います。	新社会推進部 福祉労働部 教育
② 多くの機会 を活 した幅 い啓発の推 進	○ 報 、 レ、トやカー など配 し、法律 に基づく制度等の周知を図ります。 ○11月に実施される「女性に対する暴力をなくす運 動」に せて、集中的に啓発活動やDV110番の設 置などを行い、配偶者からの暴力をなくす機運の醸 成、相談窓口の周知を図ります。	新社会推進部
③ 家庭教育に 対する支援の 進	すべての教育の出発である家庭教育に関する学習 機会や情報の提供を行うとともに、子育てのあり方 に関する資料や冊子の作成などを通して、家庭教育の支 援に努めます。	教育
④ 学習機会の 充実及び学 教育と社会教 育の連携の 進	公民館等の社会教育施設を中心として、 の実情 に応じて人権や男女共同参画に関する多様な学習機 会の充実を図るとともに、学 教育と社会教育との連 携・協力体制を図り、人権を尊重する社会づくりが推 進されるよう支援します。	教育

### イ 若年層に対する啓発の推進

学 等にお ける取組の強 化	○学 においては、命の大切さや自 を尊重する心や 態度の育成について、人権教育、男女共同参画教育活 動を推進するとともに、家庭や と連携した取組の 充実を図ります。また、児 ・生徒の発達段階に応じ て、暴力を許さない教育に取り組めます。 ○大学等において配偶者や交際相手からの暴力に対 する正しい理解を進め、暴力を許さない意識を醸成す るため、配偶者からの暴力防止に関する講座や、民間 団体との連携による啓発事業の実施等を検討、 進し ます。	新社会推進部 教育
⑥ 若年層への 幅広い啓発の 検討	若年層への効果的な啓発や相談窓口の周知を図り ます。	新社会推進部



## ウ 被害者支援、加害者対策等のための効果的な施策の検討

⑦ 被害者支援策等に関する研究、調査、情報収集の推進	被害者支援の有効な手段の研究や被害実態の把握に努めるとともに、民間団体等が行う調査研究に関する情報収集を行います。	新社会推進部
⑧ 加害者への効果的な対策の検討	○加害者対策に関する国等の研究等の情報収集を行うとともに、関係機関・団体との連携を進め、更生プログラム等の有効な施策等について研究・検討を行います。 また、加害者対策に関する研究や情報収集の結果について、啓発等事業への効果的な活用を図ります。 ○実効ある加害者対策の立について、国への働きかけを行います。	新社会推進部

## 施策の方向（２） 被害の早期発見と重大な被害を防止する実効ある対応・体制の構築

### 【現状と課題】

- 配偶者からの暴力は周囲に気付かれにくいことから、暴力がエスカレートし命にかかわる重大な事件に至る場合も多く、早期の発見、相談、保護が必要です。
- 保護施設退後に加害者の元に戻り再度の被害に遭う事例もあります。施設退後のきめ細かな対応が必要です。
- 配偶者からの暴力が行われる場合、子どもへの虐待も並行して行われることが多く、とともに重大な被害を受ける例もあります。

### 【施策の方向】

- 保健、医療関係者、民生員・児童員、保育・教育関係者など、配偶者からの暴力を発見する可能性がある立場にある皆さんに、通報等の対応方法や被害者への情報提供についての周知を図るための研や関連する情報の提供を行います。また、被害者からの早期の相談をすために、配偶者暴力相談支援一等の相談窓口の電話番号を記載したハレ、ト等に関係機関等に配するなど、被害者への情報提供についての協力を依頼します。
- において、配偶者からの暴力を見逃さない、放置しないといったの取り組みを進めるために、研究、情報収集を行います。
- 保護施設退後も、被害者の悩みに応え、着実な自立を支えるきめ細かな対応を検討します。
- 子どもへの虐待被害に対する実効ある対応を構築するため、児相談等関係機関との連携を強化します。

## 【具体的施策】

### ア 相談窓口の周知

<p>⑨ 報誌、カー 等による周 知の進</p>	<p>○ 報誌、カー 等を公共施設等に設置し、く県民 へ相談窓口を周知します。</p> <p>○ 11月に実施される「女性に対する暴力をなくす運 動」に せて、集中的に 報活動やDV110番の設 置などを行い、相談窓口の周知を図ります。</p>	<p>新社会推進部</p>
----------------------------------	--	---------------

### イ 被害の早期発見及び適切な対応の確保

<p>⑩ 医療関係者 への周知の 進</p>	<p>医療関係者は、日常の業 を行う中で配偶者からの 暴力の被害者を発見しやすい立場にあります。そのた め、医療関係者が被害者を発見した場合は配偶者暴力 相談支援 ー等に通報できることや、被害者への 情報提供の必要性等について、理解を 進めます。</p> <p>なお、通報に係る手順や提供する情報内容などにつ いてのマニュアル化を図ります。</p> <p>※ 配偶者暴力防止法第6条第2項の規定に基づ き、医療関係者は被害者の意思を尊重しながら、 通報することができるとされています。また、こ の通報については、同条第3項の規定により、守 秘義務 違反に当たらないこととされています。</p>	<p>新社会推進部</p>
<p>⑪ 民生 員・児 員、保育 ・学 関係者 等の理解の 進</p>	<p>○ に根ざした活動を行っている民生 員・児 員や子どもの状況から配偶者の暴力を発見すること ができる保育 ・学 等関係者に対し、配偶者からの 暴力の特性や被害者の早期発見や通報の必要性につ いての理解を深めるための研 究や情報提供を行いま す。</p> <p>○ 児 虐待、高齢者虐待等家庭内の問題に関わる各機 関・団体の 員がそれぞれの暴力に関する理解を深 め、必要な情報を共有することで、早期の発見につな げます。</p> <p>○ 被害が重大にならない早い 期に、相談・保護につ ながるように の連携強化を図ります。</p>	<p>新社会推進部</p>
<p>⑫ 通報を受け た場合の対応 及び 察の対 応と連携</p>	<p>○ 配偶者暴力相談支援 ーは、暴力や被害者の状 況を把握した上で、被害者が利 用することができる制 度等についての情報提供を行います。</p> <p>○ 察は、適切な被害者保護対策や関係機関との緊密 な連携に努めます。</p>	<p>新社会推進部 察本部</p>

	○緊急な場合は一 保護を勧めるなど、必要に応じて配偶者暴力相談支援 一と 察が連携し、被害者の安 保を最優先に対応します。	
--	---	--

**ウ 保護命令発出時及び保護施設退所後のきめ細かな対応**

<p>⑬ 保護命令の発令 の適切な対応</p>	<p>○配偶者暴力相談支援 一及び 察は、裁判 から保護命令を発した旨の通知を受けた場合、連携して速やかに被害者と連絡を取り、被害者の意向を 認した上で、訪問するなどして、被害を防止するための留意事項の情報提供や緊急 の迅速な通報等について教示します。 察は、被害者の 族等への接近禁止命令が発令される場合には、 族等に対しても同様の教示を行います。</p> <p>○また、 察は加害者に対して、保護命令の趣旨及び保護命令違反が罪に当たることを認識させ、保護命令が 実に遵守されるよう 導 告等を行います。</p>	<p>新社会推進部 察本部</p>
<p>⑭ 保護施設退後の自立支援策の検討</p>	<p>○保護施設退 後も精神面、生活面の支援を必要とする被害者には、継続的な支援の実施について検討します。</p> <p>○希望者には同じ悩みを持つ者同士で体 や感情を共有し、交流することによって自 の力を引き出すことを目的にグループワーク等の支援を図ります。</p>	<p>新社会推進部</p>

## 目標 2 相談体制の充実

配偶者からの暴力は、家庭内で行われ、外部から発見することが困難であることから、多くの場合、被害が潜在化しています。被害者自身も、加害者からの報復を恐れたり、「自分にも悪いところがある」と自分自身を責めたり、また、相談することについて周りから理解を得られないなどにより相談をためらうことも考えられます。被害者が相談をしやすいう、身近な相談体制を する必要があることから、県では、県内10カ に配偶者暴力相談支援 一を設け、休日・夜間も相談を受けるなどの相談体制の拡充に努めてきました。

心身のダメージを受けている被害者からの相談を受ける相談員は、被害者支援のために必要な知識を持ち、早期に適切な対応を行うことが求められます。被害者の立場にたった相談体制や 察等関係機関との緊密な連携体制を構築するなど、配偶者暴力相談支援 一機能の一層の充実が必要です。

また、外国人や障害者等も被害者となる場合があります。それぞれの人権に配慮し、必要な情報の提供や対応を行うことが必要です。

### **施策の方向（1） 相談の組織・体制の強化**

#### **【現状と課題】**

- 本県では、県内に10カ の配偶者暴力相談支援 一を設置しています。  
女性相談 では、県保健福祉（環境）事 や市福祉事 等の婦人相談員と協力し、被害者からの相談、被害者及び同伴する家族の一 保護、また、被害者が自立して生活することを支援するための就業の 進、住宅の 保等に関する情報提供等を行っています。平成20年度に相談課を設置し、体制を強化しました。
- 9カ の県保健福祉（環境）事 は、保健 と福祉事 の機能を有する の中核的な機関であり、さまざまな施策の活 や関係機関の調 機能を有し、被害者の利便性の向上や住民に対する啓発効果をあげています。婦人相談員を配置し、被害者からの相談を受け、安 に関する情報や今後の生活についての情報を提供し、必要に応じて関係機関と連携をとりながら援 を行っています。特に、本県の特徴として、相談員はいずれも常勤 員であり、相談から自立支援まで、一貫したケースワークを可能としています。また、各保健福祉（環境）事 に、「福岡県配偶者からの暴力防止対策 連絡会議」を設置するなど、管内の市町村をはじめ、関係諸機関等の相 の連携強化に努めています。  
更に、「福岡県配偶者からの暴力相談電話」では、休日・夜間の電話相談を行っています。
- 県男女共同参画 一でも電話相談を受けており、暴力に悩む女性からの面接相談も行っています。
- 各 察署でも相談を受けています。また、平成22年4月には県 察本部に、子ども・女性安 対策課が設置され、体制が強化されました。
- 北九州市及び福岡市にも配偶者暴力相談支援 一が設置されており、県内8市の福祉事 にも婦人相談員が配置されています。このほか、市町村の男女共同参画

一や民間団体でも女性に対する暴力の相談窓口を開設しています。

- 市町村は、住民にとって最も身近な相談機関であるとともに、生活に必要な福祉、保健、教育、住宅などに関する様々な施策、社会資源を有しています。被害者が早期の段階でこれらの窓口相談に訪れる可能性があり、更に市町村の体制強化を進める必要があります。

### 【施策の方向】

- 女性相談 に関して、専門的な支援や 対応を含めた総合調 機能を担うことができる体制について検討します。
- 各配偶者暴力相談支援 一を安心して気軽に相談できる身近な相談窓口として、更に積極的に周知を図ります。被害が潜在化することなく、被害者が相談しやすい環境を 一し、初期段階での対処を可能にすることで、重大な状態に陥らないようにするとともに、個 のケースに応じた効果的な支援をより一層進めます。
- 市町村において、被害者の安 を 保しつつ迅速に対応できるよう体制の強化を働きかけます。

### 【具体的施策】

#### ア 配偶者暴力相談支援センターの充実と連携強化

<p>⑮ 配偶者暴力相談支援一の充実</p>	<p>○女性相談 については、県の中核的配偶者暴力相談支援 一として、 の事例を通じたノウハウを蓄積し、市町村や県保健福祉（環境）事 等のの相談窓口では対応が困難な事例に対する 言などの専門的支援や、 対応を含めた総合調 機能の強化を図ります。</p> <p>○県保健福祉（環境）事 は、身近な相談窓口として、積極的に周知を図り、被害者が相談しやすい環境を 一し、初期段階での対処を可能にすることで、重大な状態に陥らないようにするとともに、個 のケースに応じた効果的な支援を進めます。</p>	<p>新社会推進部</p>
<p>⑯ 被害者の安を 保する体制の検討</p>	<p>重大な事件に至らないよう迅速に相談者の安 を 保するため、市町村、医療機関等関係機関との連携を強化し、機動的な対応を図ります。</p>	<p>新社会推進部</p>

#### イ 市町村の体制強化の促進

<p>⑰ 市町村の窓口拡充</p>	<p>○市町村に対し、配偶者からの暴力の相談窓口を明 化し、婦人相談員を配置するなど関係部署の調 等を 一図りながら支援を行う体制の強化を働きかけます。</p> <p>○窓口における被害者の安 を 保するとともに、被害者の精神的な負担を軽 一するために、迅速な対応が</p>	<p>新社会推進部</p>
-------------------	---	---------------

	可能となるよう、ワーク・サービス化の推進について働きかけます。	
--	---------------------------------	--

⑱ 配偶者暴力相談支援の一の定の進	平成1年の配偶者暴力防止法改正により、市町村が設置する適切な施設において、配偶者暴力相談支援の一の機能を果たすことが努力義務となったことから、市町村に対し、「配偶者暴力相談支援一」の定について働きかけます。	新社会推進部
-------------------	---	--------

## 施策の方向（２） 外国人、障害者、高齢者への配慮

### 【現状と課題】

- 配偶者暴力防止法では、配偶者からの暴力被害者の国籍、障害の有等を問わず、人権の尊重や安心確保などの配慮が求められています。
- 県保健福祉（環境）事業等では、外国人からの相談に対し、外国語によるサポートを意図するとともに、必要に応じて通訳を手配するなどして相談を受けています。また、障害者や高齢者が被害者となった相談を受けた場合は、婦人相談員が市内や市町村等の各担当者と連携・協力しながら対応しています。

### 【施策の方向】

- 外国人の生活習慣や文化、障害者、高齢者の障害等に十分配慮しながら、本人の意向をくみ取り、生活を支援していくとともに、適切な情報提供に努めます。
- 外国人、障害者、高齢者への対応については、一歩保護、自立支援においても同様に配慮して対応します。

### 【具体的施策】

#### ア 外国人等からの相談に対する適切な対応

⑲ 外国語・文字の設置の進	外国人や障害者である被害者に対して外国語や文字によるサポートを相談窓口を設置し、適切な情報提供を行います。	新社会推進部
⑳ 関係員研修の充実	外国人や障害者等への対応は、国籍や障害の有等を問わず、人権に配慮し、被害者の意向をくみ取り対応します。このため、関係者に対する研修を充実します。	新社会推進部
㉑ 通訳手配の体制の検討	外国人からの一歩保護相談を受ける際には、必要に応じて通訳を雇い入れることとし、被害者の状況に応じた速やかな対応を検討します。雇い入れる通訳に対しては、事前に配偶者からの暴力被害について理解を深めてもらうための十分な研修等を行います。	新社会推進部
㉒ 関係窓口へ	諸手続に当たり、関係機関窓口での円滑な意思の疎	新社会推進部

の同行支援の実施	通を図り、手続等がスムーズに進むように、必要に応じて関係員が同行支援等を行います。	
----------	---	--

### 施策の方向（３） 職務関係者の研修等の充実

#### 【現状と課題】

- 婦人相談員は、被害者の相談・支援に際して、相談員としての面接技術のほか、福祉関連施策に精通し、既存の社会資源等を十分に活用しながら被害者の立場に立った支援にあたる必要があります。このため、専門的な知識と経験を有する人材の確保及び養成が重要であり、被害者からの相談業務に携わる婦人相談員等に対し、配偶者からの暴力に関する知識や相談技術の習得等、資質の向上を目的とした専門研修を実施しています。また、組織の対応力を向上させることを目的とした研修を実施しています。
- 県男女共同参画計画においては、相談員を対象にした養成講座を実施するとともに、相談員の連携会議を開催し、情報交換や事例検討を行い、相談員の資質の向上等に努めています。
- 被害者が窓口等で二次的被害を受けることがないように、直接の相談窓口だけでなく、関係する関係者が被害者の立場に配慮し、適切に対応することが必要です。
- 相談員は、被害者から深刻な被害状況等についての話を聞くうちに、自らも同様の心理状態に陥る、いわゆる「心理受傷」を体験したり、納得のいく解決策を容易に見いだせず、無力感、虚脱感を感じるようになる「バーアウト（燃えつき症候群）」状態に陥ることがあります。このため、相談員の心理的なケアも重要です。
- 警察においては、配偶者からの暴力に関する相談等を受理した場合、相談者の立場に立ち、事案に応じた適切な対応が極めて重要であるため、関係員に対して、相談者の心情を理解するとともに、最善の措置が講じられるように、警察本部、警察署が一体となった研修を推進しています。

#### 【施策の方向】

- 関係者の研修等について引き続き充実を図るとともに、相談員の心理的なケアの充実に努めます。
- 相談員の適切な対応に資するための相談マニュアルは関係機関等で活用されており、必要に応じた見直しを行います。

#### 【具体的施策】

##### ア 相談員の資質向上、ケア及び適切な窓口対応の確保

⑳ 相談員の専門性を高める研修の実施	経年数や対象者に応じた体系的・継続的な研修を実施し、相談員の理解を深めるとともに、専門的な知識や技術の向上を図ります。	新社会推進部 警察本部
㉑ 相談員の心理的なケアの充実	相談員の心の安定がよりよい支援につながることから、外部の専門家等を交えたスーパービジョン研究会等により、相談員のケースワーク能力の向上を図る	新社会推進部 警察本部

	とともに、心理的なケアを行います。	
②⑤ 関係機関・窓口 員研 の 実施	<p>相談窓口等における二次的被害の防止や諸手続が与える被害者への負担の軽減、被害者の安 保のため、市町村等の配偶者からの暴力に関わる でのに従事する者を対象に、配偶者からの暴力の特質や被害者の人権の尊重、情報管理の徹底についての研 を行います。</p> <p>察においては、 員が配偶者からの暴力事案に、適切に対応できるように、研 等の積極的な取組を継続します。</p>	<p>新社会推進部 察本部</p> <p>+ 待被の</p>

②⑥ 相談マニユ  
アルの随  
正 205 0 Td [( 2016.7.9 ]TJ -209.725 -13.ÄÄ



### 目標3 保護体制の充実

配偶者からの暴力の被害者は、配偶者等からの様々な暴力によって、自信を喪失し、自責の念を抱き、積極的に自分自身で生きる力をそがれ、者との信頼関係を築く力が弱まっている場合が多くあります。また、金銭や着替えも持たずに保護を求める場合もあり、経済的な問題等将来への不安を抱えています。

一 保護 は、安 性の 保とともに、被害者の心身の回復を図り、被害者が自分自身を取り戻して、自分の力で問題を解 できるような支援していく場であることが必要です。

被害者から一 保護の申し出があり、一 保護が必要な場合、安 で迅速な保護を行うとともに、本人の状況や同伴家族の有 など一人ひとりの状況に応じた対応を行えるよう、保護体制のより一層の 、充実を行っていく必要があります。

#### 施策の方向（1） 一時保護体制等の充実

##### 【現状と課題】

- 県一 保護 における一 保護件数（民間 託を含む。）は、平成16年度の152件から、平成21年度の228件と増加しています。
- 県の一 保護 は、常 受け入れ可能な体制を し、入 者の相談 導を行うとともに、法律相談や公共 業安定 等への同行、病院への付添いなど必要に応じて行っています。入 者及び同伴家族の不安を適切に解消し、十分な安心感を持ってもらえるよう、常勤 員として心理判定員の配置や、常勤 員の夜間及び休日の勤 など、体制を してきました。また、精神的なケアについては、専門的な知識・経 を有する 員が対応しています。
- 県の一 保護 における保護の 、現在9か に一 保護を 託しています。 託先施設に入 している被害者に対しては、 託先団体の 員や婦人相談員等が面接等を行い支援しています。
- 加害者からの追求が厳しく、県内の施設では被害者の安 の 保が困難である場合には、 県の施設とも連携して保護に当たっています。
- 一 保護 を退 した後の被害者のうち、引き続き一定期間の生活や精神的な支援等が必要な場合は、保護施設等の社会福祉施設に入 することになります。本県では保護施設等の が進んでおり、一 保護施設退 者の約4割が保護施設等での生活を選択しています。
- 一 保護 への入 者の多くは、骨折・打撲等のけががあったり、病気の治療を十分に受けていない例や、精神的に不安定な場合があるなど、心身の深刻なダメージを受けています。一 保護 への入 者が多い場合は相部屋になることもあり、プラ ーバシーの 保が課題となっています。
- 外国人、障害者、高齢者の被害者の保護について、被害者の状況等に配慮した対応が必要です。また、配偶者暴力防止法では、被害者の支援には性別を問わない規定となっており、男性被害者の保護に関して検討する必要があります。

- 保護施設等は生活の場であるとともに、 導員による生活相談や就労支援等を行っており、被害者の心身の健康の回復や生活基盤の安定と自立に向けた支援という役割を果たしていくことが必要です。

### 【施策の方向】

- 一 保護 、一 保護 託先、保護施設等においては、被害者の一人ひとりの状況に応じた保護、施設 の充実に努めるとともに、関係施設、市町村等との連携を強化します。
- 障害者や高齢者の被害者の保護については、被害者の状況によっては一 保護 での受入が困難な場合もあり、そうした方を受入れできる施設の 保に努めます。
- 外国人被害者の保護に当たっては、言語、文化等の違いに配慮した対応を行います。
- 男性被害者の保護の必要が生じた場合の対応を検討します。

### 【具体的施策】

#### ア 一時保護所の充実

⑳ 施設機能の	一 保護 としての機能を十分に発揮するための施設 に努めます。	新社会推進部
㉑ 保健・医療的ケアの充実	一 保護期間中の入 者の心身のダメージの回復や健康管理を支援するために、保健・医療機能の充実に努めます。	新社会推進部
㉒ 外国人被害者への配慮	一 保護 及び一 保護 託先における外国人被害者の保護にあたっては、必要に応じ通訳の雇い入れを行います。	新社会推進部

#### イ 一時保護委託先の拡充

⑳ 一 保護 託先の拡充、連携強化	被害者の状況も まえ、社会福祉施設等一 保護 託先の充実に努めます。 また、一 保護 託先との連携を一層強化します。	新社会推進部
㉑ 障害者・高齢者の対応施設との連携	障害者や高齢者については、場合によって配偶者暴力相談支援 一の にも対応可能な入 施設がされており、これらの施設への入 が円滑になされるよう市町村と十分連携していきます。	新社会推進部
㉒ 男性被害者の保護施設の検討	男性被害者の一 保護については、救護施設等、受入が可能な施設について検討します。	新社会推進部
㉓ 対応の推進	での一 保護対応を進めるために、 県との情報交換・連携を進めるとともに、県外の民間シェル一 等への一 保護 託についても検討します。	新社会推進部

## ウ 保護施設等の充実

③④ 連携の強化	保護施設等との連携を強化し、入 者の処遇についての関係機関の検討会議等を実施します。	新社会推進部
③⑤ 員の研 究 心理的（メンタルヘルス）ケアの実施	施設 員が、配偶者からの暴力に関する理解を深め、被害者や同伴児 等に対する心理的ケアや支援をより適切に行うことができるよう、また、 員の精神的な負担へのケアも行うため、県が行う研 究等への施設 員の参加を呼びかけます。	新社会推進部
③⑥ 施設機能の検討	入 者がより安心した生活ができるように環境を図ります。	新社会推進部

## 施策の方向（２） 同伴家族に対するケアと支援

- 配偶者からの暴力が行われる家庭においては、子ども自身が身体的な虐待を受け、精神的にも傷ついている例が多くあります。また、配偶者に対する暴力が子どもの目の前で行われることは、「児 虐待の防止等に関する法律」において心理的虐待に含まれる旨が規定されているとおり、子どもに大きな影響を与えます。このため、一 保護中の子どもに対して、児 相談 をはじめとする関係機関と連携して、その人格と権利を十分尊重した精神的安定を図るケアや学習機会の充実に努める必要があります。
- 保護施設を退 学 や保育 等へ通学・通 するようになった後も、引き続きケアが必要な場合も多いことから、児 相談 をはじめとする関係機関と連携して、より積極的に児 心理的ケアに取り組む必要があります。

### 【具体的施策】

#### ア 同伴児童の精神的ケアの充実

③⑦ 関係機関の連携強化	被害者と同伴で一 保護されている子どもも心理的外傷を受けていたり、子ども自身も暴力を受けている例も見られることから、一 保護 や児 相談 等の間で連携しながら適切に対応します。	新社会推進部
--------------	--	--------

#### イ 保育機能及び学習支援の充実

③⑧ 保育機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被害者が、同伴する子どもの保育に十分に関わることができない場合の支援及び子どもとの関わり方などの被害者への 言を行うため、一 保護 の保育機能の充実に図ります。</li> <li>○乳幼児等の健康管理等に対応するため、保健・医療機能の充実に努めます。</li> </ul>	新社会推進部
------------	--	--------

⑳ 学習支援の 充実	一 保護されている子どもに対する適切な学習機会 の充実を検討します。	新社会推進部
---------------	---------------------------------------	--------

## 目標4 被害者の自立のための支援

配偶者からの暴力の被害者は、心身ともに傷ついていることから、仕事を探すことも難しい状態にある場合が多くあります。被害者が加害者から自立して新たに生活を始めることを望む場合には、まず、安 生活の 保とともに、住宅や生活費の 保など、安定して暮らすことができる生活基盤の 保が重要です。配偶者暴力防止法においては、国や地方公共団体が被害者の自立を支援することを含めた適切な保護を図る責 を有すること、並びに配偶者暴力相談支援 一及び福祉事 は被害者の自立を支援するための援や必要な措置を講ずる旨が規定されています。

被害者が安心して自立した生活をしていくため、就業支援や住宅 保、福祉制度の活 、子どもの就学支援等さまざまな観 からの支援に取り組む必要があります。

### 施策の方向（1） 住宅の確保支援

被害者が暴力から逃れて新たな場 で生活を始めるには、まず住居の設定（ 保）が必要です。しかし、被害者の中には、自立の意思はあっても、十分な 持金がないことから住居の 保が難しい場合が多くあります。そのため、やむなく加害者のもとに留まったり、一 保護後も元の住居に帰宅せざるを得ない場合もあり、住宅を 保するための支援が必要です。

#### 【具体的施策】

##### ア 公営住宅への入居支援

⑩ 県営住宅における優遇措置等の入居支援の充実	○抽選方式募集において、倍率優遇措置（単身者を除く）を適 し、 ト方式では 数を付与します。 ○配偶者からの暴力被害者のうち、配偶者暴力相談支援 一又は保護施設において保護を受けてから5年以内の者等については、単身者の申し込みが可能となります。	建築都市部
⑪ 市町村への働きかけ	市町村に対して、その 管する公営住宅への配偶者からの暴力の被害者の優先入居や、優遇措置等の実施について、働きかけを行います。	新社会推進部

##### イ 民間住宅への入居支援

⑫ 民間住宅情報の提供等	○民間の住宅情報や、身元保証に関する情報を提供します。 ○ 優良賃貸住宅（一般型）の入居者資格の一つとして、配偶者からの暴力の被害者世 を設定します。	新社会推進部 建築都市部
--------------	--	-----------------

	※ 地域優良賃貸住宅・・・関係法令等に基づく整備基準を満たす良質な住宅であり、居住の安定に特に配慮が必要な世帯向けの住宅。入居には、所得月額が487千円以内であること、子育て世帯、母子・父子世帯、高齢者世帯などであること等の資格を満たすことが必要。	
⑬ 福祉制度の活用	子寡婦福祉資金貸付や、生活保護制度等の福祉制度の活用を更に進めます。	新社会推進部

## 施策の方向（２） 経済的自立支援

被害者の多くは、不安定な精神状態にあり、経済的基盤や信頼できる者との関係を十分に有しておらず、自らの努力のみで自立した生活を築くことは大変困難な状況であり、支援が極めて重要です。

一 保護や保護施設、配偶者暴力相談支援 一 等では、就業先を見つけて自立したいという被害者には、関係機関等と連携して就労支援を行っています。

特に、昨今の厳しい雇情勢の中で、就業に有効な技術・知識や就業経路が乏しい被害者の場合は、就業先の確保が難しく、更に保証人を得ることが難しいなど、様々な問題を抱えています。そのため、効果的な職業訓練の受講機会を提供するなど就業につながる効果的な支援が必要となっています。

### 【具体的施策】

#### ア 専門的な技能の習得の推進

⑭ 職業訓練の受講機会の確保の推進	公共職業安定等と連携し、高等技術専門の施設内訓練や委託訓練による受講機会の確保を図るとともに、就業により効果的なコース内容とします。	福祉労働部
-------------------	--	-------

#### イ 就業支援機関の活用

⑮ 就業支援機関との連携強化	○県 子家庭等就業・自立支援 一及び県子育て女性就業支援 一 等と連携し、その活用をします。 ○県 子家庭等就業・自立支援 一 等では、就業相談、就業情報提供、就業支援講習会等を実施します。 ○県子育て女性就業支援 一 は、就業相談、就業サポート ミナー、求人開拓・就業あっせん等を実施します。	新社会推進部 福祉労働部
⑯ 給付金等支援制度の情報提供	子家庭の被害者には、子家庭自立支援給付金や子寡婦福祉資金貸付制度など、利可能な制度についての情報を提供します。	新社会推進部

### 施策の方向（3） 心理的ケアの実施

被害者や同伴家族は、長期間にわたる緊迫した生活の中で深い心の傷を負っており、心身に深刻なダメージを負っている場合が多くあります。その回復には長期的なケアを必要とする被害者も多くいます。また、保護施設退 後に、経済的・精神的に不安定な状況にあることから加害者の元に戻り再度の暴力被害に遭う例もあります。そのため、保護施設の退 後についても継続的なケア、グループワークなど支援策について検討します。

#### 【具体的施策】

##### ア 施設退所後の心理的ケアの充実

④⑦ 保健福祉（環境）事 との連携強化	必要に応じて、被害者の意思を尊重しながら、県保健福祉（環境）事 、児 相談 や市保健 、精神保健福祉 ーあるいは、配偶者からの暴力被害に理解のある医師等と連携します。	新社会推進部
④⑧ 自 グループの支援・検討	同じ悩みを持つ者同士で体 や感情を共有し、交流することによって自 の力を引き出すことを目的とするグループワーク等の支援を図ります。	新社会推進部

### 施策の方向（4） 被害者の情報保護、各種手続きに関する支援

- 被害者が加害者から自立して新たに生活を始めることを望む場合は、加害者からの被害者住 の探索を防ぐとともに、生活上の諸手続を新たに行う必要も生じます。

＜住民基本台帳について＞

住民基本台帳法等の法令及び各 通知等に基づき、住民基本台帳事 における閲覧制限などの被害者等への支援措置が遺漏なく取り扱われるよう、県内各市町村に対して周知します。

＜国民健康保 について＞

住民基本台帳と連動する 保 です。夫の暴力から逃れてきた 子等については、住民基本台帳に記録されていなくとも、市町村において福祉事 の証明等により、生活の本拠を把握した上で住 を認定し、国民健康保 の適 を受ける取扱いとなっていることについて、県内市町村に対して周知します。

- 女性相談 、県保健福祉（環境）事 、市福祉事 では、生活保護法や児 福祉法、 子及び寡婦福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、身体障害者福祉法の内容など、関連する情報を 理し、被害者の状況に応じた的 な情報を提供します。
- 子どもに対する接近禁止命令の制度（配偶者暴力防止法第10条第3項）について、市町村教育 員会や学 への周知を行い、学 において子どもの居住 や転 先の情報を適切に管理していく必要があります。

また、学 において、被害者の子どもに対する安 の 保や心理面での配慮を行い、

安心して学べるような取組を行っていく必要があります、県内市町村教育委員会や学に対して周知します。

- 女性相談や県保健福祉（環境）事務所、市福祉事務所等では、保護命令の内容や申し立ての手続きについて、被害者への情報提供や一言などの支援に努めます。民間支援団体では、保護命令に必要な文書作成のための支援や、裁判への同行支援等の緊急かつ重要な支援を行っている団体もあります。
- 一 保護中の被害者に対し、離婚問題や借金問題などの法的問題を整理するために、弁護士による法律相談を実施します。なお、法律相談を利用した被害者は、必要に応じて弁護士と改めて契約し、問題の解決に当たっています。

## 【具体的施策】

### ア 関係窓口等における情報保護と適正な対応の確保

④⑨ 関係窓口における適正な措置の確保	市町村における住民基本台帳及び国民健康保険の窓口担当課に対し、閲覧制限などの適正な措置について継続的に周知します。	企画・地域振興部 保健医療介護部
⑤⑩ 学等における適正・適切な対応の確保	教育委員会や学においては、児童・生徒の心のケアの実施や安心確保及び個人情報の保護について委員の理解と周知を進め、情報管理の徹底、警察等関係機関との連携を強化します。	教育委員会

### イ 福祉に関する情報提供等

⑥⑪ 福祉情報の収集・情報提供	生活保護、母子寡婦福祉資金貸付制度など、利用可能な福祉の制度についての情報提供を推進します。	新社会推進部
⑥⑫ 制度改正の国への働きかけ	児童扶養手当が、離婚を待たずとも一保護後速やかに支給されるよう、被害者保護の観点から要件の緩和を国へ働きかけます。	福祉労働部
⑥⑬ 支援の方法の検討	既存の福祉制度の活用が困難な被害者に対する支援の方法について、民間支援団体等との協力など検討します。	新社会推進部
⑥⑭ 被害者に負担をかけない生活保護の手続き	生活保護の実施に際しては、関係員に「配偶者暴力防止法」の趣旨を周知させるとともに、関係機関と連携協力し関係機関から被害者（申請者）の生活状況や扶養関係の情報を得るなど、被害者に負担をかけないように、また被害者の居場所が加害者に知られないよう十分配慮します。	福祉労働部

### ウ 司法手続きに関する情報提供

⑥⑮ 保護命令制度等の情報提供	配偶者暴力相談支援センター担当員及び婦人相談員に対する、保護命令制度等についての研修を行う	新社会推進部
-----------------	---	--------



供・同行支援・ 員研 の実 施	い、被害者への十分な情報提供及び必要に応じた裁判 への同行支援等を行います。	
⑤⑥ 弁護士によ る法律相談・同 行支援の推進	○離婚や子どもの 権、養育費、借金問題等、法的問 題についても、必要に応じて担当 員が法律相談に同 行するなど、適切な支援を行います。 ○被害者に十分な 持金がない場合は法テラス等を します。	新社会推進部

## エ 保護命令の通知を受けた場合の対応

⑤⑦ 保護命令発 令に係る被害 者への通知	配偶者暴力相談支援 ー及び 察は、裁判 か ら保護命令を発した旨の通知を受けた場合、連携して 速やかに被害者と連絡を取り、被害者の意向を 認し た上で、訪問するなどして、被害を防止するための留 意事項の情報提供や緊急 の迅速な通報等について 教示します。 察は、被害者の 族等への接近禁止命 令が発令される場合には、 族等に対しても同様の教 示を行います。	新社会推進部 察本部
⑤⑧ 加害者への 導 告等の 実施	察は加害者に対して、保護命令の趣旨及び保護命 令違反が罪に当たることを認識させ、保護命令が 実 に遵守されるよう 導 告等を行います。	察本部

## 目標5 関係団体との連携

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護、自立支援を、一層効果的に進めるためには、県内部の機関や市町村はもちろんのこと、裁判 や公共 業安定 などの国の機関や医療機関、社会福祉施設、弁護士、民間団体等が連携して問題の解 にあたることが欠かせません。

これら機関が連携していくための組織・体制の 立や民間団体の活動をより活発化するための施策に取り組むことが必要です。

### **施策の方向（1） 連絡会議等の開催**

援 応 援  
被害者の保護や自立支

## 施策の方向（２） 市町村基本計画の策定支援

配偶者暴力防止法においては、市町村が配偶者からの暴力防止及び被害者のための施策の実施に関する基本計画を策定することが努力義務と規定されています。今後、市町村における取組が効果的に推進されるよう、同計画の早期策定に向けて、情報提供等の必要な支援を行うとともに、市町村の関連施策との連携を強化していく必要があります。

### 【具体的施策】

#### ア 市町村基本計画の策定支援

⑥① 関連情報の提供及び言による策定支援の強化	市町村の基本計画の策定が早期にかつ円滑に進むように、各市町村における計画策定状況の調査や、関連する情報の積極的な提供、言などの支援を行います	新社会推進部
-------------------------	--	--------

## 施策の方向（３） 民間団体との連携

本県では、多くのNPO等民間団体が、配偶者からの暴力防止に関する啓発や、相談、被害者の保護・自立支援、非暴力ワークなどの積極的な活動を展開しています。県では、これら団体と啓発や一保護の託実施などにより連携を図ってきました。

これらの団体が持っている豊富な経と柔軟性が発揮されることは、より効果的な施策の実施に有効であり、更に連携を強化していく必要があります。

### 【具体的施策】

#### ア NPO等との協働事業の実施

⑥② 啓発、人材養成等の協働の推進	民間団体が持つ豊富なノウハウを活かしてより効果的な施策を行うため、暴力防止のための理解をす啓発の実施や被害者支援に携わる人材の養成等において民間団体との協働を進めます。	新社会推進部
-------------------	--	--------

#### イ 民間団体の活動支援

⑥③ 支援団体育成、支援者育成	○配偶者等からの暴力被害者の女性等に対し、きめ細やかで実践的な取組により、自立を支援しようとする女性団体を育成します。 ○配偶者等からの暴力被害者の女性等を支援するための活動を行う団体等を対象に、現状や課題、関連法律や制度を学ぶ講座や情報提供を行うと共に、相のネットワーク化を図ります。 ○このほか、民間団体への支援や企業等との幅広い連携を図ります。	新社会推進部
-----------------	---	--------

## **施策の方向（４） 苦情処理体制の確立**

相談や一 保護を行う機関等においては、配偶者からの暴力に対する理解不足等から被害者に二次的被害を与えることのないように留意しているところですが、場合によっては、被害者が抱える悩みや希望と機関の対応に食い違いが生じることもあります。

このため、苦情を受け付けた場合、適切かつ迅速な対応ができる体制を える必要があります。

### **【具体的施策】**

#### **ア 苦情処理体制の整備促進**

④ 苦情を受けた場合の適切かつ迅速な対応	○苦情の申し出を受けた場合に、それぞれの部署で迅速で的 な対応が行えるよう、苦情処理体制を 立するとともに、必要と認める場合は、被害者の状況に配慮した上で県男女共同参画審議会の意見を聴くなど、適切に処理します。 ○複数の支援機関が関わった場合の苦情処理体制について検討します。	新社会推進部
----------------------	---	--------

# 付 属 资 料

## 配偶者からの暴力の防止及び 被害者の保護等に関する法律

(平成十三年法律第三十一号)

最終改正：平成二十五年法律第七十二号

### 目次

前文

第一章総則（第一条・第二条）

第一章の二基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条）

第三章被害者の保護（第六条—第九条の二）

第四章保護命令（第十条—第二十二條）

第五章雑則（第二十三条—第二十八條）

第五章の二補則（第二十八條の二）

第六章罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。

このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者で

あった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

### 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関す

る基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、

情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

## 第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行う

とともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び寡婦福祉法（昭和三十一年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

## 第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないこ



とを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
  - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
  - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
  - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
  - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関し

て配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

#### （管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
- 一 申立人の住所又は居所の所在地
  - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

#### （保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者

と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を

付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力

の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲

げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の

防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
  - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
  - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
  - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
  - 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
  - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

## 第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条 被害者被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）

第六条 第一項配偶者又は配偶者で同条に規定する関係にある相手又はあった者同条に規定する関係にある相手であった者

第十条第一項配偶者第二十八条の二に規定する関係にある相手から第四項まる相手で、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項第十条第一項離婚をし、又はその婚第二十八条の二に規定する関係を解姻が取り消された場合消した場合

## 第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附則〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成十六年法律第六十四号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過し

た日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附則〔平成二十五年法律第七十二号〕〔抄〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

# 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針（概要）

平成25年12月26日

委員会、法律、労働第1

## 第1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

### 1 基本的な考え方

配偶者からの暴力は、犯罪なる行為を含む重大な人権侵害である。

### 2 我が国の現状

平成13年、法制定され、基本方針の策定を経て、平成16年、平成19年の法改を経て、平成25年の本拠を、る際、手からの暴力及び被害者について、配偶者からの暴力及び被害者準て法の、る法改行われ、平成26年1行された。

### 3 基本方針並びに都道府県基本計画及び市町村基本計画

#### (1) 基本方針

基本方針は、県基本計画及び市町村基本計画のなるきの。基本方針の、について、法、様、の本拠を、る際、手からの暴力及び被害者について準てる。

#### (2) 県基本計画及び市町村基本計画

基本計画は、第、心なつて策、む、方、体策定るの。策定たつては、それぞれの、県又はは、の状況をまえた計画る、、県、の、について、基本方針を基、の、つた、ななるよう、らかめるこ。被害者の、の、たれのない、のため、県については、被害者の、おる、て、の、への、の、係者の、的、策、については、身、な行、体の窓口、て、談窓口の、緊、おる、の、おる、的、な、基本的な、て考、えられる。

## 第2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

### 1 配偶者暴力相談支援センター

県の、ンタは、県おる策の、て、処の難い事への、的、的、な、められる、力、るこ、まい。の、ンタは、身、な行、体おる、の窓口、て、その格、た基本的な、について、積極的、むこ、まい。また、民間、作、ンタ、動的、を図なら、るこ、る。

### 2 婦人相談員

人、談は、被害者、る、の、談、る、その様、た、な、を行うこ、る。

### 3 配偶者からの暴力の発見者による通報等

#### (1)

県及び市町村は、被害者を発見した者は、その旨を、ンタ又は、るよう、めるこの周知を図るこ、る。その、の、係者は、被害者を発見した、は、を、ためらうこ、な、ンタ又は、て、を行うこ、る。

#### (2)

ンタにおいて、民から、を、た、は、者、被害者、ンタの、を、てら、うよう、力をめるこ、る。係者から、を、た、は、被害者の意を、ま、え、出向、よ、状況を把握、被害者、て説明や、言を行うこ、まい。において、配偶者からの暴力行われている、認めた、は、暴力の制止、たる、の、救を、る、認められる被害者を、るこ、る。

### 4 被害者からの相談等

#### (1) 配偶者暴力相談センター

電話よる、談、つた、は、その訴え、耳を傾、な、言を行うこ、また、面接、談を行う、は、その話を十、聴、いた上、どのような、を、めているのかを把握、問題解決、向、て言を行うこ、る。

#### (2)

被害者からの、談、において意、決定を、るなど、被害者の、の、た、な、を行う、談、係る事、刑罰法、令、抵触、る、認められる、は、被害者の意を、ま、え、捜査を開始、るほか、刑事事件、て、件、困難、る、認められる、つ、て、加害者、る、導、を行うなどの措、を、講ずるこ、る。被害者から、本部長、の、を、たい旨、の、申出、その申出を、認める、きは、会、規則、定める、こ、よ、な、を行うこ、る。

#### ( ) 人権擁

センター、を円なら、被害者な言、人談所への紹介のを、暴力行為  
及んだ者では、これをやめるよう、説、啓発を行うこる。

( ) 民間体の

配偶者からの暴力の防止及び被害者のを円するための動を行う民間体は、談行、など大きな  
をっている。

### 5 被害者に対する医学的又は心理学的な援助等

(1) 被害者る

人談所において、心判定、かかわるて被害者る学的又は心学的なを行うこ  
る。また、被害者、のを送なら、身な所談のをられるよう、センターは、カウ  
ンリングを行うこや、や民間体、な談を紹介るなどのを採るこる。

(2) 子どもる

児童談所において、学的又は心学的なをる子どもて、精神科や児童心司を円なら、カ  
ウンリングをるこる。また、学校及び育会並びセンターは、学校において、スク  
ルカウンセラ談しているこについて、提供を行うこる。

( ) の

センターは、被害者本人及びその子どもるたて、学的な判断や治をるは、への  
紹介、っせんを行うこる。

### 6 被害者の緊急時における安全の確保及び一時保護等

(1) 緊おるの

人談所の所離れているのにおいて、緊をめてきた被害者を行われるまの間  
な所かまう、又は避難所を提供るこの緊おるのは、身な行体るにおいて、  
おる社会資源を積極的にされるこまい。

(2)

は、配偶者からの暴力を避るため緊急るこを的に行われるのるから、夜間、休を問わず、  
の否判断を速やかに行う体制を整えるこる。また、それぞれの被害者の状況を考慮、被害者  
って最  
考えられるの方法及びを選定るこる。

( ) 人

人は、なを配、心身の健康の回復や基盤の定化向たを行うこる。母子  
は、なを配、子どもの育や育を含め、母子について心身の健康の回復や基盤の定化  
向たを行う、退所後について談そののを行うこる。

( ) 的

県を越えて入所なされる的増加てお、これら方、体間の的なを円滑  
るこる。

### 7 被害者の自立の支援

(1) 係の絡調整

センター心なつて係の会を、係の互の体制についてを行う  
者参加て、具体的な事てを行う的るこまい。また、手の元化や行を行うこ  
よ、被害者の負の軽減、手の円滑化を円るこまい。

(2) 被害者係るの

センターは、住民基本台帳の閲覧、被害者る観点から、加害者からの請については閲覧させないの措  
執られているこについて、提供を行うこる。また、住民基本台帳からの基つき事処を行う係  
部局においては、閲覧の制限のなっている被害者について、特嚴重の管を行うこる。

( ) の

福祉事所及び母子においては、法令基つき被害者のを行うこる。福祉事所においては、被  
害者談申請を行う所や、の申請をて、扶養者て扶養の可能を調査る際の方法や範囲、  
被害者のの観点から配慮るこる。

( ) 就

定所や訓練においては、被害者人々の状況たきめ細かな就積極的むこ  
る。また、子どものいる被害者については、母子庭就センターおる就談のについて積極的促  
こる。

(6) 住宅の

営住宅の事 体 おいて、被害者の のため、 営住宅の優先入居や 的外使 の制度 層 されるこ る。また、 県 おいては、身元 証人 得られないこ アパト の賃借 困難 になっている被害者のための身元 証人を するのための事 の速やかな普及を図るこ まい。

(7) 険

人 談所 発行 する証明書を持って 険者 申 出ることよ、健康 険 おる被扶養者又は 民健康 険 おる の世帯 属 する者から外れるこ、また、第三者行為 よる傷病 ついて、 険診 よる 診 可能 するこ の 提供 を行うこ る。

(7) 年金

被害者 年金事 所 おいて手 を するこよ、 民年金原簿 記載されている住所 知られるこ のないよう、 密の 持 配慮 た 扱い 行われるこ ついて、 提供 を行うこ る。

(8) 子どもの就学・育

ンダ は、被害者 の の を図 つつ、子どもの 育を する権 障されるよう、 育 会、学校 絡を る、被害者、 な 提供を行うこ る。 おいては、 育所への入所 ついては、 母子 庭 の子ども ついて、 育所入所の 高い の て優先的 扱 扱う特別の配慮を引き きめるよう める。また、 ンダ おいては、住民票の記載 なされていない っ て、 予防接種や健診 られるこ ついて、 提供 を行うこ る。

(9) その 配偶者暴力 ンダ の

離婚調停手 ついて、種々の法律 談窓口を紹介 するなど、被害者の を するため な措 を講ずるこ まい。 資力の乏 い被害者 無料法律 談 民事法律扶 制度を、 するため、 本司法 ンダ する の提供を行う こ まい。また、住民票の記載 なされていない の介 給付 の扱い ついて 提供を行うこ る。

8 保護命令制度の利用等

(1) 命令制度の

被害者 命令の申 出を希 する は、申 出先の裁判所や申 書 の記入方法 ついての 言を行う、 命 令の手 の、申 書や添付 た証拠書類の写 裁判所から 手方 送付されるこ、緊 命令を発令 なれば被害 者の きない おいて、暴力 の事 など 命令の発令 件の証明 可能な きは、裁判所、 審尋 の期 を経 ず 発令 するよう その事 を申 出ること きるこ ついて、被害者 説明 するこ る。

(2) 命令の通知を た の

ア 速やか 被害者 絡を、被害者の意向を 認 た上 被害者の住所又は居所を訪問 するなど、緊 の迅速な ついて るこ る。また、加害者 て、 命令の趣旨及び 命令違反 罪 たるこ を認識させ、 命令 遵 されるよう 導 を行うこ る。

イ 配偶者暴力 ンダ

速やか 被害者 絡を、 の や、親族 への接 禁止命令 出された は、 親族 へその旨 絡るこ、 命令発令後の留意事項 ついて 提供を行うこ る。また、 を図って被害者の の め るこ る。

9 関係機関の連携協力等

(1) 力の方法

被害者の のため は、係 認識を持ち、 々の 談、 様々な段階 おいて、緊密 つ むこ る。

(2) 係 よる 会

係部局や の長 よ 構成される代表者会、被害者の 直接 わる者 よ 構成される 者会、 際の個別の事 個別ケ ス検討会、重層的な構成 するこ まい。参加 ては、 県又は の係 は よ、 係 する行、民間 体 ついて、 の 参加を検討 するこ まい。

( ) る ネットワ の

の深い 野 おる既存のネットワ の や統 よ、 策 の 力を効果的かつ効率的 進めるこ つ いて、検討 するこ まい。

( ) 的な

又は 県の枠を越えた 係 の 的な なる 考えられるこ から、 らかめ、 隣の方、 体 ついて検討 てお こ まい。



## 10 職務関係者による配慮・研修及び啓発

### (1) 係者による配慮

係者は、配偶者からの暴力の特を十解した上、被害者の配慮てを行うこる。特被害者直接接るは、被害者更なる被害(二次的被害)るこのないよう配慮るこる。を行う際は、被害者係の十配慮るこる。また、被害者は、外人や障害者る者然含まれているこ十留意つ、それらの被害者の配慮てを行うこる。

### (2) 係者る及び啓発

及び啓発のたつては、配偶者からの暴力の特や被害者のを十解した上の徹底されるよう配慮るこる。特、被害者直接接るの者る及び啓発においては、二次的被害の防止の観点重る。

## 11 苦情の適切かつ迅速な処理

係においては、申出られた苦について、誠止め、かつ迅速処、の執行の改善反映る、可能な限処結果について申入る説明責任を果たこまい。

## 12 教育啓発

### (1) 啓発の方法留意事項

啓発の際ては、係力てむこ効果的だ考えられる。啓発をて、住民て、配偶者からの暴力る的な解力得られるようめるこる。

### (2) 若年層への育啓発

配偶者からの暴力の防止資るよう、学校庭において、人権尊重の意識を高める育啓発や男女の念基づ育を促進るこる。

## 13 調査研究の推進等

### (1) 調査研究の推進

においては、加害者の更のための導の方法る調査研究について、いか被害者のを高めるかをその的るよう留意して、配偶者からの暴力る加害者る導の向た調査研究の推進める。また、被害者の心身の健康を回復させるための方法について、配偶者からの暴力の被害の把握や被害者の寄与るため、調査研究の推進める。

### (2) 人材の育成

係は、被害者の係人材の育成及び資質の向上について、係者るを、十配慮るこる。

## 14 民間の団体に対する援助等

配偶者からの暴力の防止及び被害者のを図るためは、県及び、民間体緊密を図なら、よ効果的な策のを図ってこる。どのようなを行うかは、それぞれのの民間体のをまえ、それぞれの県又はにおいて判断るこまい。

## 第3 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

### 1 基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価

及び方、体おる策の状況を把握る、基本方基づ策の状況に係る評価を直行い、る認めべきは、その結果に基づいてな措を講ずるのる。

### 2 基本計画の策定・見直しに係る指針

#### (1) 基本計画の策定

基本計画の策定際ては、そのおる配偶者からの暴力をめぐる状況や策の状況を把握るこる。策定たつては、基本方掲げた項の係部局てむこまい。また、被害者のむ民間体係者の意見を聴るこまい。

#### (2) 基本計画の見直し

基本計画つては、基本方の見直しわけて見直しこる。なお、計画期間つて、新た基本計画盛込むき事項るなどの、基本計画を見直しこまい。

県のマーク

福岡県新社会推進部男女共同参画推進課  
〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7  
Tel 092-651-1111 (代)